

北海道 札幌 中島公園

八田 三郎 様



入

~~大坂~~

大坂 甚已高五毒橋

百三才銀行 佐野直喜



大 阪 朝 日 新 聞 社 用 箋

のみならずしに方は捨てるより自発的に多量に
 一に取戻すにつれしとあるは不明なり、即ち同様に
 一に行政的なことありしか、えと事軽きものを重く吟誦し、後
 の希世の事とせしを前転つよりにあきましか、ソの使とし
 二林が狩野を付しとせしに吟めり、尤も白虹堂の**龍**記事
 二對しとも一應は存行禁止のゆゑと云ふ者、南界に捨
 は言明せし、アの記事と禁止はあり、**龍**か、**龍**の
 左のゆゑ一松室一小林一林と曰ふゆゑにありしか、**龍**に
 了り亭、**龍**、**龍**一社は**龍**花と大**龍**也、**龍**は根を
 二にやふ永遠に社と絶縁せし、**龍**は**龍**の**龍**感にありしか
 村は**龍**の**龍**の**龍**人か、**龍**、**龍**は**龍**の**龍**生にありしか
 何れも**龍**の**龍**の**龍**か、**龍**は**龍**の**龍**も**龍**の**龍**

大正 年 月 日

大 阪 朝 日 新 聞 社 用 箋

にいらして一々談可仕へん。此之に若うまたあやう他に法節
 の記者對若も休腹を切り介も若に返みあふ。社及
 小一味にとりて申上者な事らら。若し嘘しが斯く利
 へたらさ小げ役人は罪なるといふ。彼らのお能に譲る。
 近く度之とも事都に耳してそ我も。お多病ひ
 致しんやあまう

十日 子 子 子 子 子

赫 太 夫

八田三郎

志願所佐野三つ名とや辨りし

十一月一日がにおせ南けへ悔しかるぬ空オドしか

馬屋三三

大 正 年 月 日